

安全・安心の防災まちづくり

不燃化特区の相談窓口・助成制度・整備

東京都不燃化10年プロジェクトの「不燃化特区」の指定を受けた地域(下地図参照)では、建築物を建て替える際や解体する際に助成金等の支援制度があります。

対象地域 地図内①④



無料相談窓口

- **住まいの相談会**
建て替えや解体等、住まいに関する無料相談会を、定期的で開催しています。 ※要予約
日時 ▶7月28日(金)午後7時～9時30分
▶7月29日(土)午前9時30分～正午
場所 ムーブ町屋4階
- **専門家の派遣**
建て替えや解体を検討している方に対し、土地家屋調査士、建築士、司法書士等の専門家を無料で派遣します(年間5回まで)。
相談時間 2時間(1回)
- **建築相談ステーション**
建て替え時や解体工事に利用できる各種助成制度等の相談に応じています。
開設時間 ▶(水)…午後1時～7時 ▶(木)…午後1時～5時
※(日)・年末年始等を除く
場所 防災センター1階

助成制度

- **危険老朽建築物解体時の助成**
昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、荒川区危険老朽建築物除却検討委員会が危険と判定された建築物の除却費を全額(上限あり)助成します。
- **老朽木造建築物の建て替え助成**
主要構造部が木造で、建築後15年以上経過している建築物の除却費全額(上限あり)と、設計費・工事監理費の一部を助成します。
- **優先整備路線沿道での建て替え助成の拡充**
優先整備路線沿道の地権者が、道路拡幅に併せて建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。
対象地域 地図内⑧～⑫
- **共同建て替えへの助成**
複数の地権者が、1つの敷地で共同住宅へ建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。
- **不燃化特区住み替え助成**
自己所有の危険老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅(条件有)に転居する方に、礼金・仲介手数料、3か月分の家賃を助成します。
- **建築時の助成制度(都市防災不燃化促進事業)**
補助90号線沿道30mの範囲に耐火建築物を建築する場合、建築主に建築費の一部を助成します。
対象地域 地図内①②
対象期間 ▶①…平成30年度まで
▶②…平成36年度まで
- 対象条件** ・耐火建築物 ・2階建て以上、高さ7m以上
・敷地面積30㎡以上、延べ面積45㎡以上等
- **固定資産税・都市計画税の減免**
▶ **不燃化のための建て替え**
取り壊した家屋1戸につき、新築した住宅1戸にかかる税額を全額減免します。期間は新たに課税される年度から5年度分です。
▶ **老朽住宅を取り壊し**
最長5年度分、取り壊し後の更地にかかる税額を住宅の敷地並みに軽減します(毎年6月30日までに要申請)。
問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8116



広場・道路の整備

- **公園等広場の整備**
防災性の向上と居住環境の改善を目的として、公園・広場等の整備を行っています。
- **道路の拡幅整備**
建物等の補償を行いながら用地を買い取り、優先整備路線の拡幅整備を行っています。
対象地域 地図内⑧～⑫



特定整備路線補助90号線(荒川)の整備

東京都は、不燃化促進に伴う延焼遮断帯の確保等のため、明治通り～尾竹橋通りまでの間1230mの補助90号線を、現況5～11mから25mに拡幅整備しています。これに伴い、現在、用地取得に取り組んでおり、移転先の情報提供等の生活再建や、土地譲渡に係る税法上の特例措置等に関する相談窓口を開設しています。

時間 午前10時～午後6時
※(日)・(祝)・年末年始等を除く

場所 補助90号線相談所(荒川7-36-3 セブン・ナルケマンション101)

問合せ 株式会社U R リンケージ ☎0120(658)880

その他の問合せ
▶ **用地取得・補償に関すること**
公益財団法人東京都道路整備保全公社木密用地第一課 ☎(5381)3006
▶ **道路の整備に関すること**
東京都第六建設事務所工事課 ☎(3882)1182

区内全域の支援制度

- **建物の耐震化支援**
昭和56年5月31日以前に建築された住宅等の耐震診断、耐震補強設計・工事、耐震建替工事、耐震シェルター(防災ベッド)設置工事の費用を支援します。
問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2827
- **ブロック塀等撤去助成事業**
道路に面する危険なブロック塀等(高さ1.2m超)の撤去工事費用の一部を助成します。
問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2826
- **細街路拡幅整備事業**
細街路の拡幅整備に協力いただいた場合、後退用地やすみきり用地にある障害物を除却し、整地した費用の一部を助成します。
問合せ 建築指導課 ☎内線2844
- **生け垣の造成費用を助成**
道路に面した場所に設置する生け垣の工事費の一部を助成します。
問合せ 道路公園課 ☎内線2752
- **災害時地域貢献建築物の認定・助成**
災害時に近隣住民の一時避難先となる建物を「災害時地域貢献建築物」として認定しています。この認定を受けると、防災資機材の購入経費の助成を受けることができます。
▶ **認定建築物の要件**
・新耐震基準(昭和56年6月1日施行)を満たしていること
・5階建て以上かつ延床面積1000㎡以上
▶ **防災資機材購入費の助成**
購入経費の2分の1(上限50万円)
問合せ ▶認定…都市計画課 ☎内線2813
▶助成…防災課 ☎内線492
- **住宅資金の融資あっせん制度**
区内の老朽住宅を除却して、耐火建築物等の住宅へ建て替える等を行う方を対象に、住宅の取得に必要な資金の融資をあっせん(区の指定する金融機関)し、利子の一部(最大年利1.5%)を補給します(老朽住宅を除却する前に相談が必要)。
問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2825

永久水利施設の整備

隅田川の水や地下水を消火用水として活用するための施設を整備しました(隅田川を活用する施設を4箇所、地下水を活用する施設を2箇所)。
町会・中学校防災部との防災訓練等の取り組みも行っています。



1 永久水利を活用した町会の消防訓練

大雨に備えましょう

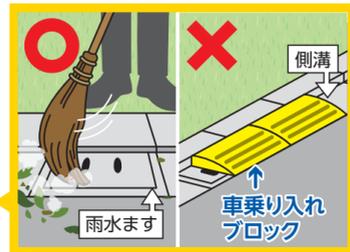
近年、地球温暖化の影響から、雨水の急増に排水処理機能が追いつかないことで起こる「都市型水害」が多発する傾向にあります。被害を最小限にするために、日頃から備えが必要です。

雷・ひょう・突風(竜巻)にご注意を

これからの時期は、大気の状態が不安定になりやすく、雷を伴った激しい雨や突風が起こることがあります。空が急に暗くなる、遠くで雷が鳴る等の兆候が見られたら、ラジオやテレビ等の情報に注意してください。

側溝・雨水ますをふさがない

道路の側溝や雨水ますは、日頃から清掃を心掛けて、ブロックや植物のプランター等を置かないようにしましょう。

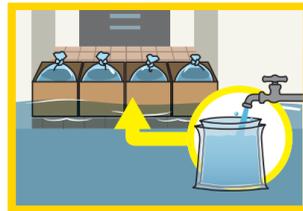


簡易水のうには身近なものを活用しましょう

水のうは、ゴミ袋を2枚重ねにし、中に水を入れて作ります。板や段ボールと組み合わせれば、浸水防止により効果的です。

土のうを配布します

希望する方に土のうを配布しますが、急な大雨の時は、配布が間に合いませんので、早めにご連絡ください。



問合せ 道路公園課 ☎内線2731

東京都下水道局ホームページで降雨情報が閲覧できます

問合せ 東京都下水道局北部下水道事務所 荒川出張所 ☎(5615)2891

HP <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

荒川下流タイムラインが策定されました

国土交通省は、荒川の氾濫に伴う大規模な水害が発生するおそれがある場合に、自治体と関係機関が情報を共有し、時間帯ごとにとるべき防災行動を「荒川下流タイムライン」として取りまとめました。区は今後、災害時の対応に役立てていきます。 ※詳細は、**下記ホームページ**をご覧ください

問合せ 荒川下流河川事務所 ☎(3902)2311
HP <http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

荒川区防災地図(水害版)・防災アプリのご利用を

防災地図(水害版)

荒川の氾濫に伴う大規模な水害発生時の避難方法や避難場所等を、事前に確認しておきましょう。
配布場所 区役所1階総合案内・地下1階情報提供コーナー、各区民事務所、防災センター2階防災課

荒川区防災アプリ

スマートフォン等から、防災地図や想定される浸水深を確認できるほか、位置情報を含む可否確認メールを家族や知人へ通知できるアプリです。

使用できる端末

iOS7.0以降、AndroidOS4.0以降のOSを搭載したスマートフォン・タブレットの端末

ダウンロードの方法

AppStore、Googleplayから
※「荒川区防災アプリ」で検索するか、右のバーコードを読み取ってご利用ください
※ダウンロードは無料です(通信料は本人負担)



問合せ 防災課 ☎内線492

臨時福祉給付金(経済対策分)

の申請を受け付けています

支給の対象となる可能性がある方に、申請書を送付しました。同封の返信用封筒を返送または持参で申請してください。

対象 平成28年度の住民税非課税者

※住民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受給している方は支給対象外
※荒川区での申請は、平成28年1月1日現在荒川区に住民票がある方に限る

支給額 1万5000円(1人)

申請 〒116-0002荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル3階(荒川消防署隣) 荒川区臨時福祉給付金窓口

締切り 8月4日(金)(消印有効)

※締め切りを過ぎると、給付金を支給できません

問合せ 荒川区臨時福祉給付金コールセンター ☎0570(057)035
※(出)・(日)・(祝)等を除く、午前8時30分～午後5時15分 ※通話料がかかります



厚生労働省給付金 キャラクター ココロセンター